

本件は、非監護親である外国人妻が本件は、非監護親である日本人夫に対し、東京家審平の面会交流の申立てをし、東京家審平の面会交流の申立てをし、東京家審平4・14(本号後掲一三二)がこれを維持したので、監護親が毎月一回、第一日曜日、午前一一時から午後四時まで面会交流をさせる義務を負担したにも拘わらず履行しなかったため、被監護親が間接強制の申立てをした。これに対し、東京家裁は、本決定において、対し、東京家裁は、本決定において、

間接強制金の支払を命じたものである。 慮し、不履行一回につき一〇〇万円の 債務者の平成二七年度の年収が給与収 入合計二六四〇万円であること等を考 二 面会交流義務に関する一審・二

以降未成年者との面会交流ができていない。申立人は平成二三年九月一二日 た。相手方は再度転居し未成年者も転 た相手方が警察に通報し、警察署にお ら連れ出した。学校から知らせを受け 探し出し、同年九月一二日に小学校か を雇って同居し、未成年者は転校し れて帰り、当時の相手方宅で、 が通っていた小学校から未成年者を連 同年七月一五日に、相手方は未成年者 未成年者のみで生活していたところ、 二三日に家政婦が辞めた後は申立人と 現在も継続中である。平成二三年六月 手方は平成二四年に横浜家裁に離婚訴 二二年頃から夫婦仲が険悪となり、 十分な意思疎通ができないため、日本 成年者をもうけた。申立人は日本語で 平成一二年に婚姻し、 いて未成年者は相手方に引き渡され 判のとおり、 人と外国人の家政婦を雇ったが、平成 東京家裁は、 申立人は、未成年者の通う学校を 申立人も離婚反訴を提起して、 現在も住所を明らかにしてい 人(妻)と相手方(夫)は、 認定判断した。 後掲確定審決定原審審 平成一五年に未 家政婦 すなわ 相

> 行した。 二日に不成立となって、審判手続に移 を申し立てたが、平成二六年一〇月二 に未成年者との面会交流を求める調停

面会交流を実現することはできないと 交流の具体的な方法を定め、 義務の履行を命じた。 未成年者の引渡義務を課さなければ 利益に対する配慮をしたうえで、 慮しても、未成年者の負担や生活上の 意思を表明することができることを考 二歳であり、十分な判断能力を有し、 のとした。そして、 として、母子直接面会を認めるべきもるものと認められる特段の事情はない 会交流の実施が未成年者の福祉を害す いは未成年者の申立人との面会拒否の 児放棄や連れ去りの危険の主張、 東京家裁は、 別紙記載主文のような面会交流 相手方による、 れも退け、 いわゆる原則的実施論 未成年者は既に一 申立人との面 申立人の育 相手方に ある 面会

原則として原審判断を維持した。その 原審判断を維持した。 理由についても、一部修正したほかは 東京高裁は、後掲確定審決定のとお 原審主文を一部変更したほかは、

審の判断 判示事項二についての一審・二

官調査によれば、 思に関し、 判時一二歳になっている未成年者の意 東京家裁は、 未成年者は一一歳時の調査 前掲審判において、 現在の父の監護状態 審

極説もあるが(渡辺義弘・子の監護紛 履行に対して間接強制ができるかは消 円という超高額であるが、

らいう超高額であるが、これは極め毎月の不履行一回につき一○○万

てまれな事例であろう。面会交流の不

年者の認知が歪んでしまった結果であ 訴訟において親権者が相手方に指定さ 流を受容しているものと解され、離婚が変更されなければ申立人との面会交 ると断じた。 否定的情報を与え続けたことで、 のであり、同相手方が申立人に対する 相手方監護親の主張を受け売りするも 的発言は未成年者の考えというよりも る。抗告審の決定も、未成年者の拒否 べき特段の事由には当たらないとす ものであり、これが面会交流を妨げる 者の発言は これが確定した後にという未成年 相手方の意向を反映した

によって定められる。債務者の多くは た面会交流調停・審判の実務(日本加られている(梶村太市・裁判例からみ 支払能力の高い男性であることもあっ 額化傾向にあるとも言われる。 女性で資力がない場合が多いので、低 は、債務者の支払能力や養育費の額等 双方医師の場合でさえ二〇万円と抑え も五万円から一○万円が多いとされ 判示事項一の間接強制金の額として 几 これまでの裁判例では、 八万円などが多く、他の実務例で 判示事項一の間接強制金 1101111) 111011)° 毎月五万 実務的に 本件は

> 三〇五)。本件はこの最後の説に従っ ることになろう。 ても、間接強制は肯定することができ 事情がある場合には、 現することが子の利益にかなう特別の 者・債務者側や子どもの事情等から考 制には基本的には反対しながら、 集六七・三・八六四ほか多数)。 に解している(最一決平25・3・28民 二〇一二)一三七以下)、判例は積極 争解決の法的課題(弘前大学出版会、 よいとする見解もある(梶村・前掲書 間接強制してでも面会交流を実 例外的に認めて 間接強 債権

五 いわゆるPAS・PA問題

市=長谷川京子編著・子ども中心の 監修「片親引離し症候群PASと片親 護者の影響によるもので、子の真意で (ジョン・S・マイヤー/高橋睦子訳 S・PA問題として議論されている は最近アメリカでも、 ある。本件もその一事例である。これ はないとする認定判断がされることが 成年者が意思表示をしても、それは監 に応じた子の意思を考慮しなければな 六五条はそれ以下の未成年者でも年齢 子の監護に関する処分の審判をする場 らない旨を定めている。ところが、 ければならないとしているほか、 合には一五歳以上の子の陳述を聴かな 点に関しては、家事手続法一五二条が をどう評価するかの問題である。この 判示事項二は、未成年者の意思表示 A―研究レビュー いわゆるP 同法 未 Α

会交流(日本加除出版、二〇一五)五

も意味があろう。 この点について判断した一事例として 律に論ずることはできない。 この問題はケースごとに異なり、 本件は東京高裁に抗告され、 本決定は

平成二九年二月八日に制裁金があまり る決定がなされている。 に過大であるとして三○万円に減額す

▲当事者> ▲参照条文≫ 民法七六六条、 債権者 X 二条、 家事法六五条 民執法一七

同代理人弁護士 棚 田 瀬

知 孝

代 雄

同代理人弁護士

者

△から帰国し、

その後、

未成年者と同居し

(7)

第一回面会交流に応じなかったため、債権

債務者が、確定決定に従わず、

その

者は、次回の面会につき履行勧告の申立て

久保田 長谷川 武

辰 雄

未成年者 Z

(平成一五年 ×月××日生)

年⑦第一四二号面会交流審判に対 東京高等裁判所平成二八

年者と面会交流をさせなければな 権者に対し、 決定正本に基づき、 面会交流申立事件) 判所平成二六年傢第一〇一五二号 する抗告事件(原審:東京家庭裁 別紙のとおり、 債務者は、 の執行力ある 未成 債 引き渡された。

は、降、 履行一回につき一〇〇万円の割合 による金員を支払え。 債務者が、 債務者は、債権者に対す 本決定の送達日以 し、不

主文同旨 【理由】 第一 申立ての趣旨等

第二 当裁判所の判断

れる。 一件記録によれば次の事実が認めら 〈ผส略ないし割要します〉 〈編注・本誌では証拠の表示〉

H 天 月××日に、婚姻し、平成一五年××月× (2)債権者と債務者は、平成二三年に別 未成年者が誕生した。 債権者と債務者は、 平成一二年××

居した。 (3) 債権者は、平成二三年六月三日、 Δ

ていた。 たが、警察が介入し、未成年者は債務者に未成年者を通っていた小学校から連れ出し 未成年者を通っていた小学校から連れ帰 (4)以後、 債務者は、平成二三年七月一五日、 債権者は、平成二三年九月一二日、 同居し、 未成年者は転校した。

たため、

債権者は本件申立てをした。

をしたが、債務者は確定決定に従わなかっ

いない。 は、同日後、 債務者は転居し、 現住所を明らかにしていない。 未成年者との面会交流をして 未成年者を転校させ 債権者

未成年者との面会交流を求めて調停の申立 てをしたが(当庁平成二四年高が第七八六 債権者は、 平成二四年九月二一日、

137

ず、面会が未成年者の福祉に反するとしては、試行面会及び未成年者の調査に応じ となり、審判に移行した。この間、八号)、平成二六年一〇月二二日、 じまない旨主張した。 による面会の拒否を主張し、 る育児放棄、連れ去りの危険及び未成年者 これを拒み、その理由として、 試行面会及び未成年者の調査に応じなり、審判に移行した。この間、債務者 間接強制にな 債権者によ 不成立

定 たが、 紙の面会を認める旨決定し、同決定が同月日、債務者の前記主張をいずれも退け、別 東京高等裁判所は、 者の前記の主張をいずれも退け、審判をし 一八日確定した(以下、同決定を「確定決 当庁は、平成二七年一二月一一日、 という。)。 当事者双方が即時抗告 平成二八年四月一四 したところ、 債務

由としては、債権者によるネグレクト及び務者は面会交流を拒絶する旨述べ、その理 その意思を尊重すべき旨及びそれを前提と 未成年者の連れ去り並びに未成年者の拒否 する監護者の限界を主張する。 ない理由として、未成年者の拒否をいい を挙げる。また、間接強制を認めるべきで (8) 当裁判所が民事執行法一七二条三項 債務者の申述を求めたところ、

入合計二六四〇万円である。 債務者の平成二七年の年収は給与収

債務者が間接強制について述べる点

界をいうものであるが、年齢については、界をいうものであるが、年齢については、担否)並びにそれを前提とする監護親の限 張は採用し難い が改められたとは認められず、 紙によって意思を認定し得ないとした事情 記確定決定が当時提出された未成年者の手 載の未成年者の面会の拒否についても けているということであり、 流に応じない間にも、未成年者は成長を続 要は、債務者が確定決定に従わず、 は、未成年者の年齢及びその意思(面会 ▲証拠略≫記 債務者の主 面会交 前

あり、 事情として主張する点は、前記のほか、既事情として主張する点は、前記のほか、既 理由がない。

定めるのが相当である。 の他を考慮し、 図る必要及び理由があり、 ことから、間接強制の方法によって実現を の履行を期待することは困難な状況にある 本件の経緯等にかんがみると もはや任意 き義務があることは明らかであるところ し、速やかに未成年者との面会を認めるべ 三 そうすると、債務者は債権者に対 間接強制の方法として主文のとおり 民事執行法一七二条一項に 債務者の資力そ

(裁判官 棚橋哲夫)

ら午後四時まで 月回 第一日曜日 午前 一時か

債務者の指示を受けた第三者をして債権者 (2)△△駅の改札口において、 債務者は、 ①の面会交流開始時間 債務者又は

示する第三者に対し未成年者を引き渡す。 債務者から事前に通知を受けた債務者の指 △△駅の改札口において、債務者又は 債権者は、 ①の面会交流終了時間

記事情が生じた当事者が他方当事者に対 記日程を変更する必要が生じたときは、 の学校行事等やむを得ない事情により、 未成年者の福祉を考慮して代替日を定 速やかにその理由と共にその旨を電子 当事者や未成年者の病気や未成年者 によって通知し、債権者及び債務者

14 参考 (平二八)の一四二号]) 確定審決定(東京高決平28・4

主文 に対し、 は、 替日を決める。 その旨を電子メールによって通知 情が生じた当事者が、他方当事者 ない事情により、 や未成年者の学校行事等やむを得 する必要が生じたときは、 の余は原審判のとおりとする。 び第三項を次のとおり変更し、 未成年者の福祉を考慮して代 原審申立人及び原審相手方 当事者や未成年者の病気 原審判の主文第一 速やかにその理由と共に 上記日程を変更 (4) 項及 上記事 そ

を送付先とする方法によって、 の勤務する株式会社△△の事務所 が、 三 未成年者に対し、 原審相手方は、 原審相手方 原審申立人

> に当該贈り物を未成年者に交付 審申立人が未成年者宛てに送付 なければならない。」 た贈り物を受領した時は、 会的に相当な範囲内 ることを妨げてはならず、原に相当な範囲内の贈り物を送 速やか

手続費用は、原審と抗告審を通 各自の負担とする。

事案の概要

国国着、 る。 手方に対して面会交流を求めた事案であ 生)について、その監護をしている原審相 ある原審相手方Yとの間にもうけた長女で ある未成年者(平成一五年××月××日 (1) [理由] 本件は、妻である原審申立人 ××年××月××日生)が、夫で $\widehat{\triangle}$

とを原審相手方に命じた。 原審判は、次の内容で面会交流を行うこ

降、 が面会交流することを認めなければならな Ļ 以下のとおり、原審申立人と未成年者 本審判確定の日の属する月の翌月以 原審相手方は、 原審申立人に対

後四時まで 月一回第一日曜日午前一一時から午

間に、△△駅の改札口において、 方又は原審相手方の指示を受けた第三者を (2)原審申立人に対し未成年者を引き渡 原審相手方は、 (1)の面会交流開始時 原審相手

方又は原審相手方から事前に通知を受けた (3) △△駅の改札口において、 原審甲立人は、 (1)の面会交流終了時 原審相手

年者を引き渡す。 原審相手方の指示する第三者に対し、

未成

記事情が生じた当事者が、他方当事者に対 年者の福祉を考慮して代替日を決める。 記日程を変更する必要が生じたときは、 の学校行事等やむを得ない事情により、 速やかにその理由と共にその旨の通知 原審申立人及び原審相手方は、 当事者や未成年者の病気や未成年者 未成

げてはならない。 者が、手紙により相互に交流することを妨 原審相手方は、原審申立人と未成年

者に交付しなければならない。 領した時は、速やかに当該贈り物を未成年 物を送付することを妨げてはならず、原審年者に対し、社会的に相当な範囲内の贈り 申立人が未成年者宛に送付した贈り物を受 原審相手方は、 原審申立人が、 原審 未成

を通知し、原審相手方は、原審申立人に対 きは直ちに変更の時期及び変更後の送付先 ができるようその送付先(現住所)を通知 番号等の連絡先を通知し、また、原審申立 を妨げてはならず、原審相手方は、本審判が手紙や電子メールで相互に交流すること に対し手紙の送付先(現住所)、 の確定の日から二週間以内に、原審申立 を不服として、 を求めて抗告し、 てその取消しと原審申立人の申立ての却下 人が未成年者に対し贈り物を送付すること (2) 原審相手方は、上記審判を不服とし 原審相手方は、原審申立人と未成年者 上記送付先や連絡先に変更を生じたと 面会交流の回数を月二回と 原審申立人も、 上記審判 携帯電話

> 判を変更することを求めて抗告した。 をすることを認めることを命じるよう原審 間以上三週間以内の期間で△△国へ里帰り みに原審申立人が未成年者を連れて、 未成年者の夏休み及び冬休 一週

とおりであるから引 原審判の「理由」欄の第一及び第二記載の 本件の申立ての趣旨及び事案の概要は、 用する。

当裁判所の判断

所の判断」一ないし三において認定判断す 交流 るとおりであるからこれを引用する。 かは原審判の「理由」欄の「第三(当裁判) る。その理由は、次項のとおり補正するほ 審相手方に命じるのが相当であると判断す とするのが相当である。)を行うことを原 項の贈り物の送付先を原審相手方の勤務先 方法を電子メー んただし、 | 当裁判所も、原審判りこう| | 編注・本誌では証拠の表示| 原審判主文第一4項の通知 ルによるものとし、 同第三

める。 で〈三段九行目~四段二六行目〉を次のとおり改で〈編注・本号後掲一四一頁〉を次のとおり改 (2) ア 六頁一〇行目から七頁一三行目ま

審申立人がすることもあった、 ったが、 が、原審申立人は、未成年者をかわいがっ申立人方で家政婦として稼働した者である の居る一階に降りてきて、三人で朝食をと て一緒に過ごし、朝になると未成年者がC 申立人方で家政婦として稼働した者で 一五年一一月から約四年半にわたり、原審であった、Cの説明によれば、Cは、平成 ており、夜は二階で未成年者を寝かしつけ しかしながら、 朝食を作るのはCがすることも原 上記△△人の家政婦 その後原審

ない。 児を放棄し、 は見いだせず、 の未成年者に対する従前の監護姿勢に問題 虐待をしていたとは認められ 原審申立人が未成年者の育

2323号 判例時報

面倒を見ていた、洗濯は主に原審申立人 自宅で稼働している間は、Cが未成年者の 申立人が原審相手方の仕事の手伝いとして

掃除はAが行っていた、夕食は原審申

立人とCが話し合って献立を決め、

C が △

土曜

△の料理を作って一緒に食べていた、

や日曜に原審申立人及び原審相手方夫婦が

外出する際は、

Cが未成年者の面倒を見

提出し、 家のパ 見られるが、証拠≪略≫によれば、上記写 採用できない。」 不貞を行っている疑いがあるとして写真を のとおりであるから、原審相手方の主張は Aの供述がにわかに信用できないのは前記 て、 真は、原審申立人が、 原審相手方は、 不貞の裏付けとなるとはいえないし、 ーティに参加した際の写真であっ Aの供述中にもこれに沿う部分が このほか、原審申立人が 平成二二年ころ写真

住させている、 よう呼びかけた。⑤原審申立人は、いか成年者を見かけたら原審申立人に連絡す 設置した。④原審申立人は、 ①原審申立人は、平成二三年九月一二日、 わしい者と交際し、 の勤務先の会社の車両にGPS追跡装置を 分を受けた。③原審申立人は、原審相手方 ので叩き割る器物損壊行為を行い、 する会社に押しかけ、窓ガラスを棒状のも 申立人は、同年八月一日原審相手方の勤務 未成年者を通学先から連れ去った。②原審 「アー原審相手方は、その根拠として、〈同一四二頁四段二1行目〉を次のとおり改める。 上に未成年者の写真を無断で公開し、 七頁一七行目から八頁一六行目まで などと主張する。 これらの者を自宅に居 インターネッ 刑事処 かが 未 Ź

二年生のとき原審申立人が朝食を作ってく

朝起こしてくれなかったと涙ながら

したことも認められるが、

その述べる

原審申立人が未成年者を連れ出し

ものに限定されているし、

未成年

査官による各調査に際し、未成年者が小学

また、未成年者は、原審家庭裁判所の調

原審申立人に無断で未成年者を連れ出して められるが、これらに先立ち原審相手方が 上記①ない し④の各事実は記録上認

> 立人が未成年者を連れ出すことの裏付けと 立人は、原審相手方が自宅から荷物を持ち 録をしていることが認められるが、原審申 審申立人の自宅に△△国籍の女性が住民登 る。 母親の心情に鑑みると酌量すべき点もあ ような行動に出たことは、追い詰められた いたことからすると、原審申立人が上記の なるとは言いがたい。」 に居住して貰ったと反論しており、原審申 出すために、これを防ぐため友人に一時的 ⑤については証拠▲略≫によれば、原

行記〉の末尾に「原審相手方は、パスポー「そして」に改め、九頁三行目〈厠二四二ウ 八頁一七行目の「しかしながら」を 険があるとは認められない。」を加え、五 保有していることで、国外への連れ去りの に改める。 行目の「極めて不適切」を「適切を欠く めようとした事実は窺われず、具体的に危 が、原審申立人がパスポートの再発行を求 危険がなくなるとはいえないとも主張する ら原審相手方が原審申立人のパスポー の再発行は原審申立人が単独でしうるか を

いることが窺える上に、Aは現在でも原審利な点に関して原審相手方をかばい立てて

原審相手方の酒癖の点など原審相手方に不

かったとの供述も見られるが、同供述は、

証言中には、

原審申立人が一切家事をしな

Aの陳述書や別件における

これに対し、

であり信用することができる。

のであり、Cの説明は、具体的でかつ自然

一緒に添い寝してやっていた、

という

相手方の家政婦を務めている者であるか

このような人間関係に照らしてもその

内容はにわかには採用しがたいとい

わざる

改行して次のとおり加える。 一○頁二行目〈呬段一行頁〉の末尾に

親

前記のとおり原審申立人が未成年者を連れ 審申立人の監護を否定的に述べる部分も を受け売りするものと見ざるを得ない。 条件設定からは、未成年者自身の考えとい 権者が原審相手方に決まった場合はとかの と、連れ去りが行われない場合はと より紛争当事者である原審相手方の主張 未成年者の上記の発言内容を見る か、 原

> 度の調査を拒否していることなどにも鑑み 年者の認知が歪んでしまったことが認めらする否定的情報を与え続けたことで、未成 出した期間中のそれに限局されているとい 紙を提出しているが、 するまで面会交流には応じたくない旨の手 手方が未成年者を監護中に原審申立人に関 う特色がある。 を表すものとは解しがたい。」 ると、上記の手紙が未成年者の現在の真意 また、原審相手方が、未成年者に対する再 れる。なお、未成年者は、自分が成人に達 これらの点からは、 上記の点に照らし、 原審相

える。 「原審相手方又は」に改め、二一行目の 配慮し、」の次に 一二頁一八行目の「相手方及び」を 「原審相手方又は」を加

行胆〉に改行して次のとおり加える。 力 三頁二二行目の末尾分詞

すると定めるのが相当である。 の勤務先である、 通知は当事者双方が知る電子メー 実に行うことができるように、期日の変更 流の日程の変更通知及び贈り物の送付を確 じることは相当ではない。ただし、 務を課すべきであるとする。 変更通知先や贈り物の送付先を明らかにす ら、現時点で原審相手方に住所の開示を命 るために、原審相手方に住所を開示する義 原審申立人は、面会交流の日程の 贈り物の送付先は、原審相手方 株式会社△△の事務所と しかしなが 面会交

(3)主文のとおり決定する。 よって、 以上と異なる原審判を取り

(裁判長裁判官 中西 茂 裁判官

139

するものではない。 はないから、

以上も踏まえて判断すれば、

原審中立人

に対する扱いが原因かは必ずしも明らかで 者が涙を流したのが原審申立人の未成年者

上記の証拠も前記認定を左右

新

藤田正人)

とを妨げてはならない。

渡は、当事者間の協議により、開始時刻ま

12 確定審決定原審審判(東京家審平 〔平二六家一〇一五二号〕)

認めなければならない。 翌月以降、 と未成年者が面会交流することを し、本審判確定の日の属する月 相手方は、 以下のとおり、 申立人に対 申立人

(2)一時から午後四時まで 相手方は、 月一回 第一日曜日 午前一

- 時間に、 時間に、 に通知を受けた相手方の指示す て、 成年者を引き渡す。受けた第三者をして申立人に未 申立人は、 相手方又は相手方から事前 相手方又は相手方の指示を △△駅の改札口におい人は、⑴の面会交流終了 △△駅の改札口にお (1)の面会交流開始 61
- と共にその旨の通知をし、申立事情が生じた当事者が、他方当事情が生じた当事者が、他方当 き渡す 人及び相手方は、未成年者の福 成年者の学校行事等やむを得な い事情により、 る第三者に対し、 当事者や未成年者の病気や未 上記日程を変更 未成年者を引
- 相手 手紙により相互に交流するこ 方は、 申立人と未成年者

祉を考慮して代替日を決める。

付しなければならない。やかに当該贈り物を未成年者に交 付した贈り物を受領した時は、速 ならず 贈り物を送付することを妨げては に対し、 相手方は、 申立人が未成年者宛に送 社会的に相当な範囲内の 申立人が、 未成年者

【理由】 第一 申立ての趣旨

流することを許さなければならない。 定した日の属する月の翌月以降三か月間 以下の要領で、 相手方は、申立人に対し、審判が確 申立人と未成年者が面会交

一か月二回

いずれも午前一○時から午後六時まで (2) (1) 第一土曜日及び第三土曜日の

当事者の一方が希望する場合は、引渡又は 前項に定める面会の実施に当たり、引渡場所 △△の自宅玄関前

を希望した当事者が負担する。 機関利用に伴う費用は、第三者機関の利用 三 相手方は、申立人に対し、前二項に

成年者が面会交流することを許さなければ 月の翌月以降、 基づく六回目の面会交流の終了日の属する ならない。 以下の要領で、申立人と未

回数 一か月二回

四 (3) (2)れも午前一〇時から翌日午後六時まで 日時 第一土曜日及び第三土曜日の 引渡場所 △△の自宅玄関前

前三項に基づく面会交流開始時の引

て行く義務を負わない。 合 通知する方法で行うことができる。この場 時刻に未成年者を適宜の交通機関に搭乗さ せ、かつ、 でに引渡場所に到着することが予想される 相手方は、申立人と未成年者が、

通信することを許さなければならない。帯電話や手紙など適宜の方法により相互に った場合に、これを許し、当該贈り物等が Ļ

未成年者の夏休み及び冬休みに、未成年者 相手方は、 一週間以上三週間以内の期間で 申立人に対し、 年三回

らない。 を連れて、 △△国に里帰りすることを許さなければ

者機関の仲介又は立会を利用する。第三者 面会の実施あるいはその双方につき、第三

第二 事案の概要

前の家事審判法が適用される。 伴う関係法律整備法四条第二号により廃止 訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に をし、 なって審判手続に移行した事案であり、 成年者との面会交流を求める調停の申立て ている申立人と相手方との間の子である未 四年九月二一日、 平成二六年一〇月二二日、不成立と 本件は、妻である申立人が、平成二 夫である相手方と同居し 非

相手方は、未成年者を引渡場所に連れ その旨を携帯電話等で申立人に

ければならない が受領した旨と未成年者の感想・反応など 未成年者に渡るよう便宜を図り、 を、具体的かつ速やかに申立人に通知しな 社会的に相当な範囲内の贈り物等を送 相手方は、申立人が未成年者に対 未成年者

一 調査報告書を含む本件記録及び手続

以下の事実が認められる。

な

携

日生)は、平成一二年××月××日に婚姻 籍・△△国)と相手方(××年××月×× 月××日に未成年者が出生した。 の届出をした夫婦であり、平成一五年×× (2)申立人は日本語で十分な意思疎通が 申立人(××年××月××日生。

通って家事を担当していた。 助をしていたが、平成一六年二月からは日月頃から、△△人家政婦が同居して監護補 本人家政婦であるAが雇用され、 できない状態であったこともあり、 も未成年者の出生後である平成一五年×× 午後のみ 遅くと

ら夫婦仲が険悪となって、激しいけんかを(3) 申立人と相手方は、平成二二年頃か の監護補助を担当している。 が家政婦として雇用されて同居するように なり、現在も相手方自宅において未成年者 平成二〇年一〇月以降、 △△人であるB

二三年二月一九日から同年六月三日まで△するようになり、申立人と未成年者が平成するようになり、申立人と未成年者が平成 相手方は、同居していた家を出て別居し △に一時帰国している間の同年五月末頃 相手方は、同年六月二〇日、 申立人の署

された。 判決が確定して、 が、 名欄を代筆して離婚届を作成し、 し、平成二四年六月一九日、離婚無効確認 申立人が協議離婚無効確認訴訟を提起 戸籍から離婚事項が消除 提出した

横浜家庭裁判所に離婚を求める訴えを提起 平成二四年、 相手方は、 申立人に対

ていない。二日以降、未成年者との面会交流は行われ た自宅に居住しており、平成二三年九月一 他方、申立人は、相手方らと同居してい

2323号 判例時報

訴を提起して、

現在も係属中である。

申立人も離婚を求める反

し、平成二五年、

情で△△に帰国しており、Aのみが通って年者が日本に帰国した当時、Bは家庭の事

平成二三年六月三日に申立人と未成

家事を担当していたが、同月二三日にAが

辞めた後は、

申立人と未成年者のみで生活

号)、調停手続が行われていたが、平成二てをし(当庁平成二四年感で第七八六八 未成年者との面会交流を求めて調停の申立 申立人は、平成二四年九月二一日 不成立となって、 審判

第三 当裁判所の判断

年者を連れて帰り、当時の相手方宅で同居年者が当時通っていた△△小学校から未成

平成二三年七月一五日、

未成

居させ、Aも雇用して未成年者の監護を行

することとし、

△△から戻ってきたBを同

うようになった。これに伴い、

未成年者

類推適用し (最高裁第一小法廷決定平成一二年五月一ずることができると解するのが相当である により、 いときは、 日·民集五四巻五号一六〇七頁)。 調わないとき、又は協議することができな 親と子の面会交流につき父母の間で協議が 父母が別居し、子と同居していない/は省略ないし割愛します /編注・本誌では証拠の表示/ 面会交流について相当な処分を命 家庭裁判所は、 家事審判法九条一項乙類四号 民法七六六条を

小学校を探し出し、平成二三年九月一二

未成年者が通っていた小学校から未成

は

小学校を転校している。

その後、

申立人は、未成年者が通う

される。 事情がない限り、原則として、非監護親と 別居中においても、非監護親との適切な面 子との面会交流は認められるべきものと解 かえって子の福祉を害するといえる特段の 益であるといえるから、面会交流の実施が や人格形成のために必要なことであり、 会交流が行われることは、子の健全な成長 そして、子の福祉の観点からは、父母の 有

学校の許可を受けずに未成年者を連れ出し

これについて、相手方は、申立人が、

としたものと判断したことから、連れ去り

再度転居し、

未成年者も転校

現在の住所を明らかにしていない

Aが通って家事や未成

していることに変わ

たと認識しており、

未成年者を連れ去ろう

に相手方自宅に赴いた申立人と未成年者は けた相手方が警察に通報し、未成年者と共 年者を連れ出した。小学校から知らせを受

△△警察署に任意同行され、同署におい

未成年者は相手方に引き渡された。

められるべきではないと主張している成年者の福祉を害するものであるから、 られるべきではないと主張しているの 相手方は、申立人との面会交流が未 認

> たことは上記認定のとおりである。 年二月以降は日本人家政婦であるAが通う が申立人ら家族と同居しており、平成一六 を放棄していたことを主張しており、遅く ようになって、家事や監護補助を行ってい とも平成一五年××月以降、△△人家政婦 この点について検討する。 相手方は、申立人が未成年者の育児

明しながら泣くほどの状況として記憶して 及び平成二七年の調査時点においても、 きにも、申立人が小学校への説明をしてく もらえなかったため、小学校に遅刻したとて、食事を作ってもらえず、朝も起こして 月頃から同年七月一五日までの生活につい 申立人と二人で生活していた平成二三年六 告書では、少なくとも、未成年者自身が 報告書及び審判手続に移行した後に行われ れた調査の平成二五年七月一六日付け調査 調査報告書、本件の調停手続において行わ いることが窺われる。 れなかったことなどを指摘し、 た調査の平成二七年三月三一日付け調査報 で行われた調査の平成二六年八月六日付け また、未成年者について、 人事訴訟事件 平成二六年 説

未成年者の監護の全般を申立人が行ってい 家事を担当していたというのであるから、 少なくとも、夫婦と幼児の三名の家族に、 護に関与していなかったというのであり どして未成年者を主として監護していたの たとする申立人の説明は 冢政婦一名が同居し、 は△△人家政婦で、 Aの説明によれば、同室内で就寝するな 申立人は未成年者の監 さらに一名が通っ 7

> ていることは上記のとおりである。 いたわず も十分な監護を受けられなかったと認識しにとって最も基本的な食生活の面において 年者の指摘を考慮すれば、 また、申立人と未成年者が二人で生活して と二人で生活していた期間についての未成 かな期間、 未成年者が、 採用できない。 面において、子の生活

いたとすれば、そのことをもって、申立人指示により家政婦らが未成年者を監護して婦二名を雇って、申立人あるいは相手方の護を直接行っていなかったとしても、家政 ごしていた期間の生活については、未成年い。そして、申立人が未成年者と二人で過 行したことなども主張しているが、申立人 ことからすれば、申立人による監護が不者が現在も否定的な記憶を強く残してい が育児を放棄したとまでいえるものではな 年者の福祉に反するとまでいうことはでき 人が未成年者と面会交流することが、未成 ったとしても、 の監護状況に不十 が未成年者を夜間六本木などの繁華街に同 ないし、これに加えて、相手方は、申立人 分ないし不適切であったと評価せざるを得 しかしながら、申立人が、 そのことから直ちに、 分ないし不適切な点があ 未成年者の監 申立 いる

れ去られた場合には取り戻すことが不可能連れ去りの危険性があり、△△等外国に連 であることを主張している。 相手方は、 人による未成年者の

中立人の母親に預け、 事を行っていた頃に、申立人が、 なったら未成年者を△△に連れて帰って、 相手方が別居した後、 二度と日本に返さな Aが通って家 夏休みに

141

りはなく、

未成年者が外出す

年者の監護補助を担当

ある。 から連れ出したことは上記認定のとおりで -九月一二日、申立人が未成年者を小学校-と述べていたというのであり、平成二三 申立人が未成年者を小学校

ーネット上の書き込みをいずれも公開したと記載し、未成年者の写真を載せたインタ を調べて ことが認められる。 ジを作成し の写真を登載したFacebookのペー 提出しており、 から九月頃、未成年者に無断で、 による追跡装置を装着して、 出しており、申立人が、平成二四年八月一月三〇日及び同年一二月一日の写真を また、相手方は、 いることを主張して 未成年者が母親を探している 走行経路を記憶するGPS 申立人が、 相手方の行動 相手方の会 平成二三年 未成年者

は否定できない。 宅に行った時点で警察官に任意同行を求め を小学校から連れ出して、 れたものであり、 その行動が不適切なものであったことれたものであり、申立人の心情は別とし 上記のとおり、申立人は、 当時の相手方自 未成年者

ない。 に選択した手段は到底是認できるものでは ものと推測されるが、少なくともそのため を装着したとされる点についても、申立人 また、 相手方の自宅を探し出そうとしていた 相手方の会社の自動車に追跡装置

未成年者の氏名及び容貌を不特定多数に示手方及び未成年者が認識し得ない状態で、 びかけるなどの書き込みをしたことは、 **ーネット上に公開して、母親を探す** さらに、 未成年者の氏名や写真をインタ 未成年者を危険にさらす よう呼 相

> としても正当化し得るものではない 可能性も否定できず、 どのように説明した

> > 流を実施す

現時点において、

未成年者との面会交

る。

ているとは到底いえない行動であるといわ不適切であって、未成年者の福祉に配慮し上記のとおり、これらの申立人の行動は ざるを得ない

は△△家庭裁判所において離婚訴訟が係属現時点においては、夫婦間の問題についてるいはその前後に行われたものであって、るいはその前後に行われたものであって、しかしながら、申立人のこれらの行ウ しかしながら、申立人のこれらの行 す具体的な危険性があることも窺われな手方の了解なく、未成年者を国外に連れ出 るが、 また、△△等海外に連れ去られた場合にが生じたことを示す事情は見当たらない。が未成年者を連れ去ることを窺わせる事態 ٥ ۲۹ 管しているというのであり、 になることは相手方の指摘するとおりであは、未成年者を取り戻すことが極めて困難 を期待することができ、その後に、 成年者の福祉を害する行動を行わないこと 5 で審理されるなど、 いて解決するための行動が取られているか し、未成年者との面会交流については本件 少なくとも、 未成年者のパスポ 今後、 いずれも法的手続にお 連れ去りなどの未 トは相手方が保 **中立人が、相** 申立人

したがって、上記の事情はあるとしてであるということはできない。 るが、そのことが、申立人が未成年者の連めて不適切な行為であったというべきであ 貌をインタ ならに、 申立人が、 ネット上に公開したことは極立人が、未成年者の氏名や容

上記の事情はあるとし

る。 会交流を拒否して 去る危険性があるとまではいえない。 相手方は、未成年者が申立人との面 いることを主張してい

ってもよいと述べていることが認められは、もう少し大きくなってからであれば会人が絶対に連れ去らないと約束した場合に る 方となった後には会ってもよいとか、 回答をしているが、 告書)のいずれにおいても、申立人との面 れた調査(平成二六年八月六日付け調査報付け調査報告書)及び人事訴訟事件で行わ後に行われた調査(平成二七年三月三一日 会交流は、調査時点では否定的である旨の 日付け調査報告書)、 おいて行われた調査 確かに、 未成年者は、 他方で、親権者が相手 審判手続に移行した (平成二五年七月 本件の調停手続に 申立

理解すべきである。

ば、

申立人との面会交流を受容するものと

普通に話せると思うと述べているのであると述べ、他人となった申立人とであれば手方となれば、誘拐として捕まえてもらえ 懸念しているというのであり、親権者が相 ら、申立人と面会して連れ去られることを三年九月に小学校から連れ出されたことか 価をしており、三年以上を経過した平成二た期間について、申立人に対し否定的な評未成年者が、申立人と二人で生活してい うことを拒絶しているのではなく、 年者は、そのことを理由として申立人と会 あるが、 七年三月の時点でも涙を流すほどの経験と して記憶されていることは上記のとおりで 上記各調査報告書によると、 、平成二 未成

れば、申立人が未成年者を連れ り、その希望がかなえられた状態であれた人との面会交流を全面的に拒否するものは、上記各調査報告書を総合すると、未成は、上記各調査報告書を総合すると、未成の、主記各調査報告書を総合すると、本のは、上記各調査報告書を終める。 表明についてはこれを尊重すべきであると けるところはないから、未成年者の意向の では一一歳であり、 未成年者は、平成二七年三月の調査時点 上記のとおり、親権者が相手方とな 理解力や表現力にも欠

価すべきではない。 成年者の上記意向の表明は、現時護状況が変更されるものでもない きであり、 その条件が親権者の確定であることに照ら れが確定した後とする未成年者の発言は、 離婚訴訟において親権者の指定がされ、 面会交流の開始を、 申立人との面会交流を妨げる事情と評 相手方の意向を反映したものというべ また、 面会交流により現在の監 申立人と相手方との 現時点にお から、 が未 ح

申立人との面会交流を認めるべきである。 するものと認められる特段の事情はなく、 の面会交流の実施が、未成年者の福祉を害 三そこで、 (4)以上のとおりであるから、 申立人と

討する。 ので、具体的な面会交流の方法について検 載のとおりの面会交流の実施を求めている 申立人は、 申立ての趣旨記

まず、 相手方は、 未成年者が既に

いと主張している。 から、相手方に作為義務を課すべきではなことができ、意思を表明することができる二歳であり、自らの福祉について判断する

年者が通学している小学校を明らかにして 上実施されておらず、申立人が未成年者を 小学校から連れ出したことをきっかけとし ないことは上記のとおりである。 相手方が転居し、その転居先及び未成 人と未成年者との面会交流は四年以

況にはない。 法等について協議することを期待. 申立人と相手方が、面会交流の具体的な方 て、面会交流の試行も拒絶しているから、の面会交流を認めるべきではないと主張し 相手方は、申立人と未成年者と し得る状

記のとおりである。 を反映したものというべきであることは上 手方となった後とする発言が相手方の意向 解すべきであって、その時期を親権者が相 立人との面会交流を受容しているものと理 状況が継続することを前提とした上で、 流そのものを拒否しておらず、 未成年者は、 申立人との面会交 現在の監護 申

できないものというべきである。 課さなければ、 者の負担や生活上の不利益に対する配慮を ることができることを考慮しても、 したがって、 相手方に未成年者の引渡の作為義務を 分な判断能力を有し、意思を表明す 面会交流の具体的な方法等を定 面会交流を実現することは 未成年者が既に一二歳であ 未成年

面会交流の具体的な方法等

143

ついて検討する。

交流の試行や再度の未成年者の調査を拒絶 ての未成年者及び相手方の意向を聴取する 年者への影響や面会交流の実施方法につ ことができない。 しているため、面会交流の実施による未成 審判手続において、相手方は、面会

状況は不明であり、面会交流の実施においれていないから、未成年者の具体的な生活 生活における支障も明らかではない。 て考慮すべき未成年者の学校生活及び日常 自宅での調査及び学校に対する調査は行わ 所内における調査にとどまり、 査が行われているが、 人事訴訟事件を含め調査官による三回の調 また、 上記のとおり、 いずれも、 未成年者に対し、 未成年者の 家庭裁判

育して 低学年時に、 験をするなど、 と相手方との紛争の渦中にあって、 未だ係属中であって、 さらに その居住場所や小学校を転々とする経 たものといえる。 申立人と相手方との離婚訴訟は 申立人と相手方との別居に伴 心理的な強い負荷の下で成 未成年者は、申立人 小学校

っては、月一回の日うにすべきであり、 未成年者の負担が過大なものとならないよ 照らせば、面会交流を実施することによる 親権者が相手方となった後に面会交流をす に四年以上を経過していることに加え、 るとの意向を示している未成年者の心情に を反映したものであるとはいえ、 査官の三回の調査において、相手方の意向 上記の事情と面会交流が途絶えてから既 月一回の日帰りに止め、 面会交流の再開にあた いずれも その時間 調

> 当である。 も当初は長時間に及ぶことを避けるのが相

共にしたいとの意向を有していることを考 当である。 慮し、月に一回、午前一一時から午後四時 までの五時間の面会交流を実施するのが相 したがって、 申立人が未成年者と食事を

成年者の生活に相応した措置である。 上記のとおりであるから、 年者の住所地は明らかではないから、 の指示を受けた第三者と定めることが、 て引渡を行う者として、相手方及び相手方 ており、外出の際に付き添っていることは 人の住所地に近接した△△駅の改札口と 未成年者の監護補助をB及びAが行 未成年者の引渡場所について、 上記場所にお 未成 申立 未 ζý

実施した上で、 たことにより、宿泊を伴う面会交流が未成めているが、六回の面会交流の実施がされついて宿泊を伴う面会交流とすることを求 けた第三者に対して引き渡すものとする。 慮し、相手方から事前にその旨の通知を受 ら、現時点でこれを定めることはできない 合致するものと判断することはできない。 年者の心身に過大な負担を与えるものでな き渡す者については、未成年者の安全に配 くなるものとはいえず、未成年者の福祉に また、 ゥ ただし、申立人が、 等を考慮して判断するのが相当であるか を求めているが、 したがって、 申立人は、 相当期間、 未成年者の心情や生活状況 七回目以降の面会交流に 同様に、現時点でこれ△△への年二回の里帰 面会交流終了時に引 上記面会交流を

を定めることはできない。

手段をもって交流したことは窺われない。 申立人と未成年者との間で、 を未成年者が受領しているが、これ以外に 相手方手続代理人を経由して交付し、これ 年者にあてて三通の手紙を調査官あるい 審判手続において、 を調査官あるいは申立人から未成 何らかの通信

も踏まえて行われるべきであり、現時点で会交流の実施を経た上で、未成年者の意向り直接会話することについては、今後の面 断することはできない。 とが、 携帯電話等手段を特定せずに通信を行うこ る通信を継続すべきであり、 したがって、 未成年者の福祉に合致するものと判 今後も当分の間、手紙によ 携帯電話によ

歳であり、 課す必要を認めることはできない。 者の反応等を申立人に通知することまでを 方はこれを未成年者に手渡すべきであると うことに鑑みれば、相手方に対し、未成年 ることは妨げるべきではなく、 などに社会的に相当な範囲内の贈り物をす いうことができるが、未成年者が既に一二 さらに、 申立人と月一回の面会交流を行 申立人が未成年者に誕生日 また、 相手

手紙による通信及び贈り物を送ることを認 めるのが相当である。 の面会交流について、 月一回五時間の面会交流を実施し、 以上のとおり、 申立人と未成年者と 未成年者の福祉に配

よって、 主文のとおり審判する。 (家事審判官

兀

石栗正子)